

## 宝塚市緊急通報システム事業運営委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

- (1) 業務名 宝塚市緊急通報システム事業運営委託
- (2) 目的 ひとり暮らしの高齢者等が、急病、事故等により緊急に救助を必要とする場合に緊急通報装置を用いて受信センターに通報することで、同センターから宝塚市消防本部等への出動要請及び福祉協力員の協力依頼を行い、当該ひとり暮らしの高齢者等を救助する。
- (3) 業務内容 別紙「宝塚市緊急通報システム事業運営委託にかかる仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 令和4年（2022年）10月1日から令和9年（2027年）9月30日まで

### 2 提案限度額 1カ月1台あたり950円（税抜き）

【令和4年10月1日から令和9年9月30日までの長期継続契約】

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 宝塚市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和4年8月1日（月）17時30分まで（必着）
- (2) 提出方法：別紙「質問書」に記載の上、次のアドレスあてに電子メールにて提出すること。なお、送受信エラー等により質問を受理できないことがあるため、メール送信後にその旨を電話にて伝えること。
  - ・担当課メールアドレス [m-takarazuka0044@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0044@city.takarazuka.lg.jp)
  - ・担当課電話番号 0797-77-2067（直通）
  - ・メールの件名は「宝塚市緊急通報システム事業運営委託に関する質問」とすること。
  - ・質疑を行った提案者名は非公開とする。
  - ・上記以外の方法による問い合わせについては回答を行わない。
- (3) 回答方法：令和4年8月4日（木）までに、市ホームページに掲載する。

### 5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②企画提案書（様式第2号）
- ③価格見積書（様式第3号）
- ④過去の業務実績調書（様式第4号）
- ⑤誓約書（様式第5号）

(2) 提出部数

上記（1）すべてにつき 原本1部、副本10部

(3) 作成要領

企画提案書の作成に当たっては、別紙「宝塚市緊急通報システム事業運営委託に係る公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）を踏まえて記載すること。

(4) 提出期限等

- ①提出期限：令和4年8月15日（月）17時30分
- ②提出場所：宝塚市役所健康福祉部安心ネットワーク推進室高齢福祉課
- ③提出方法：持参または郵送によること。

郵送による場合は、必ず受取日時及び配達されたことが証明できる方法を用いること。

6 審査方法

(1) プロポーザルの審査

本市が別に定める委員により組織する「宝塚市緊急通報システム事業運営委託に係る公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案についてのヒアリング等を行い、審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た提案を決定する。

- ・審査日時：令和4年8月24日（水）※時間は別途通知する。
- ・提案者は、審査基準に沿ってプレゼンテーションを実施すること。なお、プレゼンテーションの時間は20分とし、その後引き続き審査会委員からの質疑を行う（15分程度）。
- ・公平に審査を行うため、プレゼンテーション資料及び発言において提案者の社名を伏せるように行うこと。
- ・提案者からの出席は3人を上限とする。
- ・プロジェクターとスクリーンは本市で用意する。
- ・プレゼンテーション当日だけの専門の人物ではなく、本業務の担当者もしくは責任者がプレゼンテーションを行うこと。

(2) 委託契約候補者の選定

上記（1）の「最も高い評価を得た提案」を行った提案者を委託契約候補者として選定

する。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、審査会の議決により委託契約候補者を選定する。

また、委託契約候補者の辞退等があった場合は、選定した次点者を委託契約候補者とする。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、文書により参加申込者全員に通知する。また、本市ホームページにおいて公表する。なお、審査結果に関する異議申立には応じない。

## 7 審査の基準及び配点

審査項目、審査の基準及び配点については別紙「**審査基準**」を参照すること。

## 8 日程

- (1) 公 示 令和4年7月20日（水）  
(宝塚市ホームページへの掲載による)
- (2) 質問受付締切 令和4年8月 1日（月）17時30分まで
- (3) 質問回答 令和4年8月 4日（木）までに市ホームページで回答する。
- (4) 申込締切 令和4年8月15日（月）17時30分まで
- (5) プレゼンテーション（審査） 令和4年8月24日（水）
- (6) 結果通知 令和4年8月下旬予定
- (7) 契約締結時期 令和4年9月中旬予定
- (8) 業務開始 令和4年10月1日（土）

## 9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で上記3の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) プレゼンテーション（審査）に出席しなかったとき。
- (7) 価格見積書の金額が、上記2の提案限度額を超過しているとき。
- (8) 提出書類に虚偽の記載があることが明らかとなったとき。
- (9) 審査会委員に対して直接、または間接に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったとき。
- (10) 事業者選定終了までの間に、他の提案者と応募提案の内容又はその意志について意図的に開示、相談を行ったとき。

## 10 契約

委託契約候補者選定後、発注原課が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うこととする。その場合は、協議が整い次第、速やかに契約締結の手続きを行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

#### 1 1 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及び説明にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (6) 参加申し込み後に、辞退する場合は文書にて連絡すること（様式任意）。
- (7) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本件委託契約の候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

#### 1 2 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても、審査は実施する。この場合は、別紙「審査基準」に基づき審査会が提出書類とプレゼンテーションを総合的に審査し、評価得点総合計の6割以上の得点となった場合に、委託契約候補者として選定する。

#### 1 3 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市役所健康福祉部安心ネットワーク推進室高齢福祉課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL : 0797-77-2067（直通）

E-mail : [m-takarazuka0044@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0044@city.takarazuka.lg.jp)